

令和5年度お茶の京都観光地域づくり人材育成・地域資源開発支援業務 に係る企画提案（プロポーザル）実施要領

下記の要領により、委託業者の選定を行いますので、参加希望者は下記の事項に従い応募してください。

1 目的

一般社団法人京都山城地域振興社（以下「お茶の京都DMO」という。）では、お茶の京都地域（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）において、連携とネットワークの強化を図り、観光地域づくりの推進、交流人口の拡大及び地域ブランド化等を推進することで、観光を入口とした持続可能な地域づくりを進め、地域活性化を図ることとしている。

この観光地域づくりの一層の推進を図ることを目的とし、地域の実情に応じて、エリア内で活動する観光関係者、行政関係者などへの専門的見地からのアドバイス、フィールドワークでの実地指導、コーディネートのほか、隠れた地域資源の発掘、観光資源や体験のプログラム化、着地型観光商品化に向けてのサポートなど、地域の観光人材の育成や地域資源の開発事業を行う。

2 業務概要

- (1) 業務の名称 令和5年度お茶の京都観光地域づくり人材育成・地域資源開発支援業務
- (2) 業務の内容 別紙「令和5年度お茶の京都観光地域づくり人材育成・地域資源開発支援業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約日から令和6年3月31日まで
- (4) 委託限度予算額 9,970,400円（消費税及び地方消費税額を含む。）
※当方が指定する総合アドバイザーに係る報酬額は含まない。
※委託予算額を超える額による提案は失格とする。

3 参加資格

次のいずれの要件をも満たすこと。

- (1) 京都府内事業者（府内に本社、支社又は事業所のいずれかがあること。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。
- (3) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
- (5) 京都府から指名保留又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加する者
- (7) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (8) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

4 応募手続

- (1) 提出書類の提出期限及び提出先等

提出期限：令和5年6月1日（木）午後5時まで

- (ただし、**参加申込(様式1)のみ令和5年5月25日（木）まで**に提出すること。)

提出方法：郵送（書留郵便に限る。受付期間内必着のこと。）又は持参（平日午前9時から午後5時まで）

提出先：お茶の京都DMO

〒611-0021

京都府宇治市宇治乙方7-13 京阪宇治ビル1階

電話 0774-25-3239

- (2) 提案書作成に関する質疑応答

質問期限：令和5年5月26日（金）午後5時まで

質問方法：電子メール

送信先：お茶の京都DMO dmo@ochanokyoto.jp

質問様式：任意

回答方法：質問者の名前を伏せた上で、提案参加者全員に対してメールで回答

- (3) 提出書類

以下の全ての書類とする。

提出書類名	部数	内容等	備考
1 参加申請書	1		別紙様式1
2 提案書	14		別紙様式2
3 見積書	1	見積の基礎となる明細を記載のこと（消費税及び地方消費税は10%で計算のこと）	様式任意
4 会社概要	1	事業概要及び組織図（府内事業者であることが分かること。）が記載されているもの	様式任意
5 営業経歴書	1		別紙様式3

- (4) その他

ア 提出された提案書について、必要に応じて聴き取り調査を実施することがある。

- イ 提出書類の作成、提出及び聴き取り調査対応に係る経費は、応募者の負担とする。
- ウ 提出書類は、原則として返却しない。
- エ 企画提案書は決定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- オ 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果の概要等の情報公開を行う場合がある。

5 企画提案書等の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

企画提案書及び見積書（以下「企画提案書等」という。）について、次の審査を行い、採点候補となる企画提案等を選定する。

(2) 評価項目

- ア 提案内容の妥当性
- イ 業務の実施体制
- ウ 業務への理解
- エ 費用基準

(3) 評価方法

企画提案書等について、別紙評価基準に基づいて、外部有識者の採点により評価する。

(4) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者のうち、評価が最高点の者を、契約の相手方候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が安価な者を契約相手方の候補者として選定する。
- ウ プロポーザル参加者が1社の場合でも、審査・評価は実施する。
- エ 評価結果を踏まえ、お茶の京都DMOにおいて、本業務委託契約の相手方を特定する。
- オ 特定後、審査の対象者に対し、特定・非特定の旨を通知する。

(5) 特定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがある。

- ア 提出者が3の応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合